

静岡市地域公共交通会議報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、静岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員、幹事会の委員その他会議の出席者（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬は、交通会議の委員及び出席者（国及び地方公共団体の職員を除く）に支払うものとする。ただし、辞退の申し出のあった委員等については、これを支給しないものとする。

2 報酬は、~~月額9,500円~~月額11,500円とする。

(費用弁償)

第3条 委員等（国及び地方公共団体の職員を除く。）に、費用弁償を支給する。ただし、辞退の申し出のあった委員等については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、静岡市の例による。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。